

令和４年度 第１回 熊本市安全安心まちづくり懇話会 会議録（意見交換概要）

【開催日時】 令和４年７月２７日（水） １０時～１１時３０分

【開催場所】 議会棟２階 議運理事会室

【出席者】 出席者名簿のとおり

【会次第】 ・開会挨拶、出席者紹介
・座長・副座長選任
・熊本市の安全安心まちづくりの今後の在り方について（説明）
・ご意見聴取

【意見交換】

委員

- ・県内市町村に犯罪被害者支援の動きが広がればいい。
- ・政令市の状況を見ても、今から条例を整備するなら特化条例だろうと思う。
- ・被害者がこそこそと人の目を気にしながら生きていかなくていいように、被害者支援について社会に広く認知してもらうためにも特化条例を作してほしい。

座長

- ・県条例がある。市でも県条例が適用されるのに、加えて特化条例を制定する意義は？

委員

- ・センターに着任して初めて犯罪被害者基本法の中で市町村が役割を担っていることを知った。窓口の市町村職員までどれだけ周知できているのか疑問
- ・被害者が自治体で暮らすにあたり、行政の支援を受けられることが大事
- ・センターでも支援しているが、裁判後は途切れてしまう。しかし被害者はそこに住み続ける。市町村に窓口があればその先もつながっていける。市町村に意識を持ってもらうためにも条例は必要。

座長

- ・各市町村が主体的に活動できるからということですね。

委員

- ・警察は一番最初に被害者に会う。免田事件を例にとっても、多くの人は加害者の名前は知っているが、被害者の名前は知らない。被害者のことを意識づけるために特化条例には意義がある。
- ・以前市で話し合った際、自治体で見舞金を創設する場合、できるだけ手続の負担を減らすため、県や支援センターに集約して使いやすいようにしてはどうかという意見も

あった。この会を通じて、そうした手立てが出来ればと思う。

委員

- ・特化条例があったほうがいいが、特化に固執はしない。
- ・総合条例にすることで必要な規定が阻害されるならいけないが、総合条例であっても、被害者に必要な情報が組み込まれるのであれば、規定することには重要な意義がある。
- ・次回の各論の中で、被害者にこういった支援をしていくのか、同行支援や住居確保、保育や介護までなのか、中身が大事。

委員

- ・昔は保護司活動もあまり公に活動できなかった、ここ数年来、市民に理解していただくよう再犯防止の取組を全面的に行ってきたが、72回を数える社明運動も、あまり認知されていないのではないか
- ・被害者も加害者も生まない、力を合わせて犯罪をひとつでも減らすという強いメッセージを条例として提示することが、注目を浴びるという意味では意義があるのでは。
- ・自分も被害者支援に携わっているが、被害者のことを聞けば聞くほど、家族の中でも孤立する方もいるなど、手立てが見つからない。被害者支援を全体の条例の中に色濃く反映させる必要があると考える。

委員

- ・特化条例を必要としていると思う。被害者も認知しやすいし、担当者も動きやすい。条例に基づき明快に動く根拠となり、支援につながる
- ・県の協議会では、11月通常総会で審議のうえ、特化条例制定を求める意見書を各自自治体に送付する動きも出ている。そうしたことを踏まえ考えていく必要があると思う。

委員

- ・県や市で再犯防止の支援の取組をされてきたことにありがたく思う。以前は私達が対象者の方を訪ねるのは人目がつかない時間帯だったが、今はそうした方々を地域全体で見えていく動きになってきた。
- ・再犯防止については、①住居の確保、②雇用主の理解。協力を求めているが、まだ企業数が足りない。③地域の支えが大事。更生保護女性会は、長年、立ち直りを支援してきたボランティア団体。これからも更生保護女性会の役割が大きなものになっていく。更生保護はもちろん、被害者のケアにもつながっていくと思う。話を聞き、安堵感を持っていただくことができる。
- ・更生保護女性会のポジションは大事。私達もこれから形づくりをしていく必要がある。安心して話を聞いていただく方がいるということが大事。

委員

- ・罪を犯す人の気持ちについては、属人的な悩みまで入っていかないと解決しない。正直言ってどのようにしたらいいかわからない

委員

- ・現場で必要なのは、民生委員。個人のことをよく知っている民生委員と自治会長が連携し、地域の安全を守る。民生委員は子どもと高齢者を守る役割。犯罪者は地域で孤立する。地域の中で住むのは勇気がいる。そこで、民生委員連合会で報告し、連合会長に報告をし、お互いに困ったことを解消する活動をしている。
- ・犯罪被害者支援も大事。被害者も、犯罪をした人も、実際に生活するのはまちのなか。まちのなかでどう解決していくか。私達の校区では、防犯協会が青パトを運転し登下校時に巡回している。1週間に3回巡回。自治会連合会も共感して行動している。
- ・被疑者も被害者も、どこかのまちに住むわけだから、地域の中で溶け込むお手伝いをしていくことが大事。

委員

- ・毎日防犯協会の方が立っていて、朝夕声をかけてくださっている。
- ・子ども達も、(いつも立っている見守りの)おじいちゃんがいないと保護者に話し、お互いに見守りができている。
- ・被害者については身の回りにいないが、日本全国的に、加害者だけよくされているように見える。犯罪をした人は自分でも話したりするが、被害者は自分では言わない。地域に埋もれている。
- ・個人的には、自分が被害者と言えるような、熊本市が日本一と言えるような話しやすい窓口になってほしい。

委員

- ・なぜ再犯防止と被害者支援を一緒に並べられるのか違和感を覚える
- ・被害に遭われた方にとっては、1つの条例のなかで同列に位置づけられるのは違和感がある
- ・せっかく条例をつくるなら特化した条例をつくってほしい

委員

- ・特化にこだわるものではないが、できることなら特化条例がいい。
- ・被害者は社会に放り出されている状況であり、生活を一から立て直す支援が必要。
- ・市の条例の中に特化条例の名前があると、「私のために使えるものがあるんだ」と、被害者も安心する。
- ・可能であれば特化条例があると有益かと考える。

委員

- ・被害者のためだけの条例ではなく、安全安心の全体の中で見ていく必要があるのでは。
- ・住みやすいまちづくりをしていくような条例にしたほうがいいのではと思う。

座長

- ・被害に遭われた方を救済するのは必要だが、全体として犯罪の数が減れば被害も減るのだから、住みやすいまちづくりのような全体の条例がいいのではというご意見だったと思う。
- ・活動にあたっての費用は、皆さんどうされているか。

委員

- ・基本的に奉仕。ボランティア活動保険には加入。活動費の一部、備品等については一部あるが、人件費は出ない。地域活動を応援したいという人の集まり。
- ・PTAは半ば強制的なところもある。
- ・私の住む校区では、自主的にやりたい人を募り、できる人が協力している。無理にやってくださいとは言わない。

委員

- ・今までのPTAは一人一役など、やや強制感もあってか、PTA離れが始まっている。しかしPTA自体はあったほうがいい。そこで、自分の学校では、ボランティア制度に変えたところ。
- ・東区ではPTAをなくした学校もあるが1年で復帰した。
- ・ボランティア活動にすることで、やりたいことだけをする、という形にシフトし、うまくいっている。
- ・ボランティア制度に変えようとしているPTAも増えているようだ。

座長

- ・再犯防止について、雇用の確保に向けて、不動産業者の集まりに働きかけたりはされているか。

委員

- ・不動産の集まりなどには働きかけているが、加入してくれる会社が足りていない、仕事がないと再犯に走ってしまう。
- ・地域で見守り隊を結成しているが、子ども達や高齢者など対象は広い範囲になっていく。地域が中心になって、一緒にやろうと呼びかけ、地域に入っていく形づくりをしていくことで、再犯も防げていくのではないか。

座長

- ・事務局から何かあれば。

事務局

- ・犯罪被害者等支援特化条例の申し入れがある中で、内部でもいろいろ協議してきたが、柱の3つについて、それぞれもっと市民の皆様にわかっていただくために取り組んでいく必要がある。
- ・皆様の御意見をお聴きする中で、防犯や再犯防止は地域と連携して取り組む必要があると思う。一方、犯罪被害者については、引きこもりがちになっている人を、どう行政がサポートしていくか。地域の中でやっていくこと、犯罪被害者支援など、条例の中でも2つの括りで考えることもできるかと思う。
- ・個人的な見解でもいいので、ご意見を聴かせていただきたい。

委員

- ・個人的に。加害者に多く関わるが、そこには被害者が同数以上いる。
- ・話を聞いて、被害者をフォローしていくのは長い取組が必要と感じた。
- ・先日出席した県の協議会で、精神的なサポート、経済的サポートがあまりにも脆弱で、給付金をもらえる人はほとんどいないという話を聞いた。
- ・次回以降、具体的に経済支援についてはどの位のものが必要で、税金をそこに充てるのには限界があるので、クラウドファンディングなど民間の方に、市やセンターが窓口になって、具体的なファンドを強化していく必要があるのでは。
- ・被害者はあまり表に出ない。我々も含めて、被害者に何をすべきかが無知。
- ・特化条例にすべきか総合にすべきかについては、そのときに答えが見えてくるのでは。

委員

- ・今日の熊日新聞に、今年上半期の認知件数が5,000件切りそうという記事があった。H15がピーク、その頃に全国で防犯ボランティアが増えていき、それらに伴い認知件数が減っていった。
- ・住んでいる人が防犯の視点を持てば、犯罪は防げる。
- ・条例については、分けるにしろ、1つにするにしろ、市民に効果的に訴えることができればよいと考える。

委員

皆様のご意見をお聞きして、

- ・地域に加害者も被害者も住んでいる。安全なまちにしていけることが大事。
- ・3本柱の取組に偏りがあるのを見直す必要がある。

- ・福岡市などの例をみると、実効性の部分が重要と感じた。

委員

- ・これは個人的なことかもしれないが、保護司も定年年齢があり、70歳以上の保護司が30%以上、今後はさらに割合が増えていく。新任保護司の確保が課題。
- ・保護司としてもPRが必要と思っている。
- ・保護司研修が年4～5回あるが、若い人が入ってくるにあたって、土日や夕方を開催するなどの体制見直しも必要。いろいろな形で知っていただきたい。啓発活動だけでは難しい。若い人や、特に女性の方々に多く保護司になってほしい。女性は母親や姉になったような形で対象者と接することができていくのでは、と思うが、怖いからと断れられることがある。新任を増やしていく必要がある。

委員

- ・いろんな方の話を聞いて、地域で活動しているが、個人情報もあり、支援するにも地域では対象者がわからない。支援するにはどういう方法があるかを煮詰めていただけたら。
- ・被害者というのは口コミで知り得るしかない。
- ・犯罪者も噂で知る。知っていても秘密に関することなので難しい。支援するにも現場で支援する難しさを感じた。

座長

- ・個人情報のこともある。今後考えていただけたらと思う。

以上で意見聴取を終了。